

# 機 構 及 び 事 務 分 掌

令和8年5月  
水 道 局

# 目 次

機 構 図	_____	1 ~ 2
事務分掌	_____	3 ~ 19


横浜市水道局組織一覧表（令和8年度）

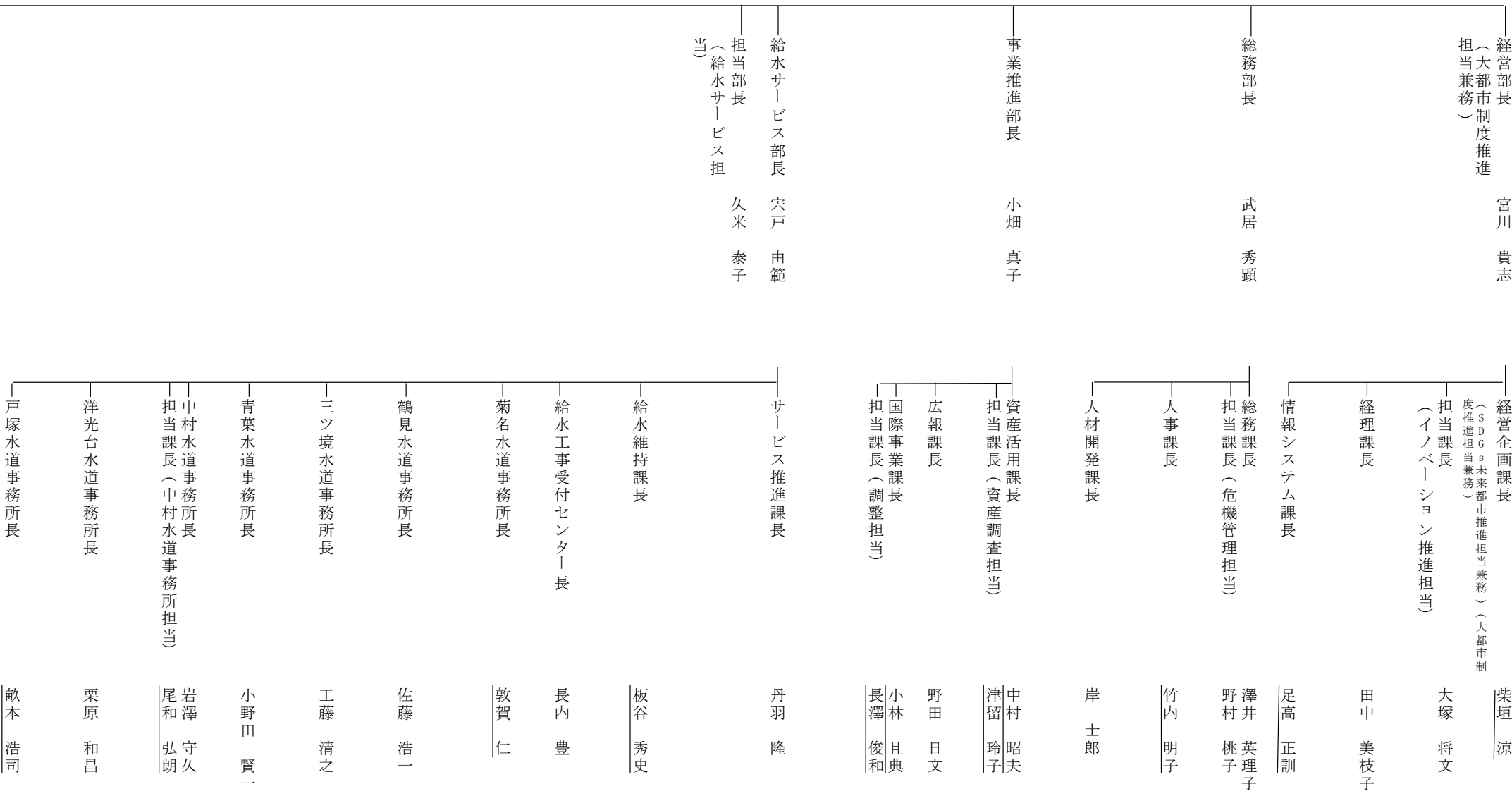
水道局長（水道事業管理者）

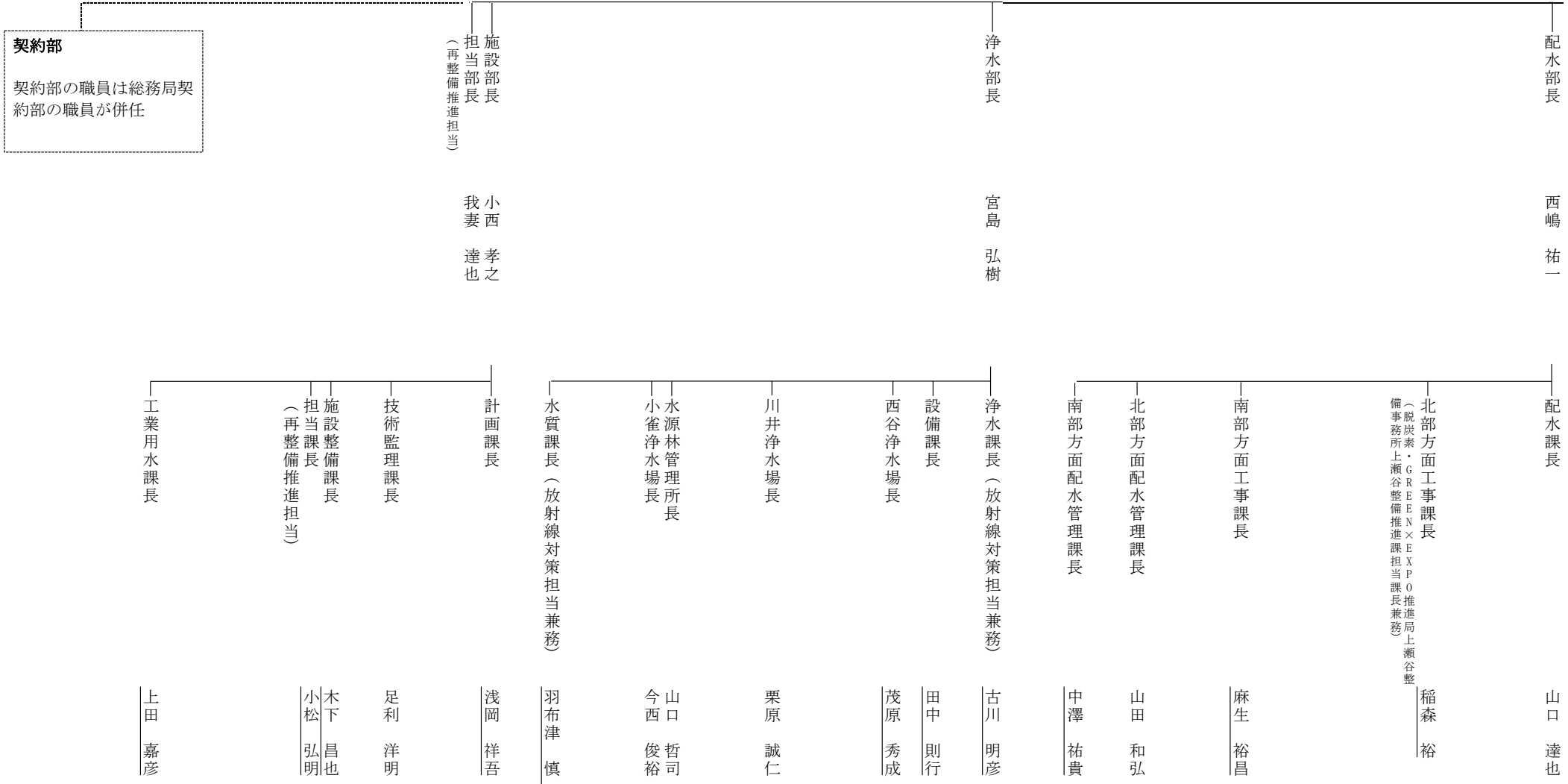
鈴木 貴晶

水道局担当理事（水道技術管理者）

江夏 輝行

凡例  
 ... 異動職員





# 水道局事務分掌

## 経営部

### 経営企画課

- (1) 事業経営に係る基本計画の企画、立案及び進行管理に関すること。
- (2) 事業経営に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 事業経営の効率化に係る企画、調整及び推進に関すること。
- (4) 事業経営の資料の収集、分析及び調査に関すること。
- (5) 事務事業の監察に関すること。
- (6) その他経営に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (7) 部内の連絡調整に関すること。
- (8) 部内の他の課の主管に属しないこと。

### 経理課

- (1) 予算の編成及び執行の管理に関すること。
- (2) 収入及び支出に関すること。
- (3) 企業債及び一時借入金に関すること。
- (4) 財務諸表の作成その他決算に関すること。
- (5) 剰余金の処分及び積立金に関すること。
- (6) 業務状況の公表及び事業報告書に関すること。
- (7) 財務会計の電子計算機処理に関すること。
- (8) 収支証書類の整理及び保管に関すること。
- (9) 金銭の出納及び保管に関すること。
- (10) 資金計画及び資金運用に関すること。
- (11) 有価証券の出納及び保管に関すること。

- (12) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (13) 物品（水道メーターを除く。）の出納及び保管に関すること。
- (14) 資産の棚卸しに関すること。
- (15) その他経理に関すること。
- (16) 工事、製造等請負契約に関すること（契約第一課の主管に属するものを除く。）。
- (17) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入及び賃借等に係る契約に関すること（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (18) 物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (19) その他契約に関すること（契約部の主管に属するものを除く。）。

## 情報システム課

- (1) 電子計算機事務の総括に関すること。
- (2) 情報化の推進に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (3) 電子計算機及びネットワークに係る企画及び調整に関すること。
- (4) 電子計算機及びネットワークの維持管理に関すること。
- (5) 情報セキュリティに関すること。

## 総務部

### 総務課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書及び統計に関する事。
- (3) 条例、規則及び規程等に関する事。
- (4) 市会議案の審査に関する事。
- (5) 不服申立て及び訴訟等に関する事。
- (6) 庁中の取締りに関する事。
- (7) 危機管理対策に係る計画（計画課の主管に属するものを除く。）及び実施の総合調整に関する事。
- (8) 自動車の総括的管理及び課（場及び横浜市水道局事務分掌規程（昭和27年10月水道局規程第2号）第3条第1項に定める課及び場に準ずる事業所を含む。以下同じ。）に属する自動車の運行、整備その他管理に関する事。
- (9) 部内の連絡調整に関する事。
- (10) 他の部及び課の主管に属しない事。

### 人事課

- (1) 人事及び組織に関する事。
- (2) 職員の任免、分限、賞罰その他身分取扱に関する事。
- (3) 職員の給与及び服務に関する事。
- (4) 退職年金及び退職給与金等に関する事。
- (5) 職員の職階制に関する事。
- (6) 職員の労働条件及び団体交渉に関する事。
- (7) 労働協約及び苦情処理に関する事。
- (8) 職員の福利厚生に関する事。
- (9) 職員の安全衛生に関する事。

- (10) 職員共済組合に係る連絡調整に関する事。
- (11) 水道局職員厚生会に関する事。
- (12) その他労務に関する事。

## **人材開発課**

- (1) 職員の研修に関する事。
- (2) 人材育成に関する企画、立案、調査、研究及び実施に関する事。
- (3) 研修施設の維持管理に関する事。
- (4) 局内に導入する新技術に関する調査、研究及び開発並びに既存技術の改良に関する事。
- (5) その他研修に関する事。

## 事業推進部

### 資産活用課

- (1) 局資産（知的財産等を含む。）の活用に係る企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 不動産の取得、処分及び総括的管理に関すること。
- (3) 普通財産の管理及び貸付けに関すること。
- (4) 行政財産の使用許可及び貸付けに関すること。
- (5) 不動産の取得に伴う補償に関すること。
- (6) 地上権の設定に関すること。
- (7) 土地台帳の作成及び保存に関すること。
- (8) 公舎の使用及び維持管理に関すること。
- (9) 財産の損害保険に関すること。
- (10) 部内の連絡調整に関すること。
- (11) 部内の他の課の主管に属しないこと。

### 広報課

- (1) 水道事業の広報に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 歴史的資料等の管理及び横浜水道史の編さんに関すること。
- (3) 公民連携の推進に係る事業の企画、運営及び総合調整に関すること。
- (4) 道志の森の整備に係るボランティア活動支援に関すること。

### 国際事業課

- (1) 海外の水道事業者等との交流に関すること。
- (2) 国際事業を通じた人材育成に関すること。
- (3) 国際事業の実施及び局内外の調整に関すること。
- (4) 横浜水ビジネス協議会に関すること（上水道に係るものに限る。）。
- (5) 横浜ウォーター株式会社に関すること。

## 給水サービス部

### サービス推進課

- (1) お客さまサービスの総括に関する事。
- (2) 地域との連携の企画、立案、調整及び統括に関する事。
- (3) お客さまサービスセンターの業務の総括及び支援に関する事。
- (4) お客さま満足度に係る情報の収集及び分析に関する事。
- (5) お客さま満足度の向上に係る施策の企画、立案、調査及び総合調整に関する事。
- (6) 広聴に関する事。
- (7) 料金事務の総括に関する事。
- (8) 料金事務の連絡調整に関する事。
- (9) 下水道使用料の徴収等を水道事業管理者に委任する規則（昭和43年6月横浜市規則第59号。以下「委任規則」という。）で規定する受任事務の統括に関する事。
- (9)の2 委任規則で規定する受任事務の範囲を超えた下水道使用料債権の所管局への移管の決定に関する事。
- (10) 水道料金の債権管理及び回収の促進に関する事。
- (11) 水道メーター検針業務及び料金整理業務委託の総括に関する事。
- (12) 料金支払等の利便性向上に向けた調査、企画及び実施に関する事。
- (13) 料金関連委託業務に関する研修の企画及び実施に関する事。
- (14) 料金実務継承に関する事。
- (15) 料金体系の見直し及び料金改定に関する事。
- (16) 部内業務の情報化等に係る調査研究、企画、開発等に関する事。
- (17) 料金システムに関する業務処理、維持管理等に関する事。
- (18) 料金システムに関する情報セキュリティの評価及び内部監察に関する事。
- (19) 部内の連絡調整に関する事。
- (20) 部内の他の課の主管に属しない事。

## 給水維持課

- (1) 配水施設の管理及び保全に係る総合調整に関すること。
- (2) 給水装置並びに水槽及びこれに直結する給水用具（水道メーターの検針に係る装置を除く。）の情報収集に関すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (4) 水道法（昭和32年法律第177号）第17条第1項の規定に基づく給水装置の立入検査に関すること。
- (5) 貯水槽水道の巡回点検に係る企画及び実施に関すること。
- (6) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査の総括に関すること。
- (7) 水道利用加入金の総括に関すること。
- (8) 水道メーターに関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

## 給水工事受付センター

- (1) 給水装置工事の審査、設計等に関すること。
- (2) 給水装置工事に係る申請の受付及び回答に関すること。
- (3) 給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (4) 給水装置台帳に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 給水装置及び給水装置工事に係る横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号。以下「水道条例」という。）違反の調査及び取締りに関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (6) 他機関との連絡調整に関すること。

## 水道事務所（菊名、鶴見、三ツ境、青葉、中村、洋光台及び戸塚水道事務所）

- (1) お客さまサービスの企画及び実施に関すること。
- (2) 市民協働事業に関すること。
- (3) 工事負担金の徴収に関すること（工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 応援者受入れ拠点の施設及び設備の点検に関すること（中村及び洋光台水道事務所に限る。）。
- (5) 水道料金に係る諸届の受付及び処理に関すること。

- (6) 使用水量の計量及び認定に関すること。
- (7) 委任規則で受任した下水道使用料の算定及び徴収並びに過誤納金の還付に関すること。
- (8) 水道料金及び委任規則で受任した下水道使用料の減免に関すること。
- (9) 水道メーター検針業務及び料金整理業務委託の監督に関すること。
- (10) 水道条例違反の調査及び取締りに関すること（給水工事受付センターの主管に属するものを除く。）。
- (11) 水道料金の未納者に対する水道条例第 39 条第 1 号の規定に基づく、給水停止処分に関すること。
- (12) 給水装置の開閉に関すること。
- (13) 断水及び給水制限の計画、実施及び告知に関すること（配水管理課の主管に属するものを除く。）。
- (14) 小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（工事課の主管に属するものを除く。）。
- (15) 配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (16) 配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (17) 給水装置の修繕に関すること。
- (18) 水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (19) 運搬給水等に関すること。
- (20) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (21) 給水装置工事の検査、施行等に関すること。
- (22) 給水装置工事に伴う、現場調査に関すること。
- (23) 給水装置台帳に関すること（給水工事受付センターの主管に属するものを除く。）。
- (24) 他機関との連絡調整に関すること。

## 配水部

### 配水課

- (1) 配水施設の新設、増設及び改良工事の調査に関すること。
- (2) 配水管等の漏水に関すること。
- (3) 水道施設図の作成、整理及び保管に関すること。
- (4) 図面管理システムに係る管路情報の収集及び管理に関すること。
- (5) 部内の連絡調整に関すること。
- (6) 部内の他の課の主管に属しないこと。

### 北部方面工事課

- (1) 鶴見区、神奈川区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区及び瀬谷区（以下「北部地域」という。）における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 北部地域における工事負担金の徴収に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他北部地域における配水管等の工事に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の北部地域以外における前3号に規定している業務に関すること。

### 南部方面工事課

- (1) 西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、戸塚区及び栄区（以下「南部地域」という。）における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 南部地域における工事負担金の徴収に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

- (3) その他南部地域における配水管等の工事に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の南部地域以外における前3号に規定している業務に関すること。

### **北部方面配水管理課**

- (1) 北部地域における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 北部地域における断水及び給水制限に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 北部地域における配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (4) 北部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）の維持管理に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 北部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

### **南部方面配水管理課**

- (1) 南部地域における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 南部地域における断水及び給水制限に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 南部地域における配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (4) 南部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）の維持管理に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 南部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

## 浄水部

### 浄水課

- (1) 水運用に係る電子計算機システムの運用及び保守に関すること（浄水場の主管に属するものを除く。）。
- (2) 水運用に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。
- (3) 水運用及び浄水技術に係る調査及び研究に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の大規模改良工事（電機計装設備に係るものを除く。）の計画、設計、調査及び研究に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 部内の電子計算機システムの新設工事の設計及び施行に関すること。
- (6) 道志水源基金等に関すること。
- (7) 部内の連絡調整に関すること。
- (8) 部内の他の課の主管に属しないこと。

### 設備課

- (1) 電機計装設備工事（庁舎等の電機計装設備工事を除く。以下この部中同じ。）に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- (2) 電機計装設備工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- (3) 電機計装設備（庁舎等の電機計装設備を除く。以下この部中同じ。）の設計積算システムに関すること。
- (4) 電機計装設備工事の精算事務に関すること。
- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 43 条に規定する主任技術者に関すること。
- (6) 電機計装設備の保全計画及び技術的調整に関すること。
- (7) 無線局に関すること。
- (8) 電機計装設備に係る建設改良事業の工事の計画及び設計に関すること。

## 西谷浄水場

- (1) 相模湖系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より下流（以下「相模湖系統の下流」という。）の導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 相模湖系統の下流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 相模湖系統の下流の導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 相模湖系統の下流の導水、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。
- (5) 西谷浄水場再整備事業の整備工事の設計及び施行に関する事。
- (6) 相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業の整備工事の設計及び施行に関する事。
- (7) 配水池応急給水機器の保守点検に関する事。

## 川井浄水場

- (1) 道志川系統の川井浄水場より上流及び相模湖系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より上流（以下「道志川系統等の上流」という。）の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 道志川系統等の上流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 道志川系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 道志川系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。
- (5) 配水池応急給水機器の保守点検に関する事。

## 水源林管理所

- (1) 水源林野の施業経営及び管理に関する事。

## 小雀浄水場

- (1) 馬入川系統の取水、導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 馬入川系統の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 馬入川系統の取水、導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 馬入川系統の取水、導水、浄水、送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。
- (5) 配水池応急給水機器の保守点検に関する事。

## 水質課

- (1) 水源並びに原水、ろ過水、浄水、工業用水及び市内給水栓水の水質に係る試験（浄水場が浄水処理に伴い行う試験を除く。）、調査及び研究に関する事。
- (2) 水質に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関する事。

## 施設部

### 計画課

- (1) 水源の確保に関する計画及び調査に関すること。
- (2) 水需要の実態及び予測に関すること。
- (3) 取水、導水、浄水、送水及び配水施設の新設、増設及び改良の計画及び調査に関すること（水道事務所、配水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 神奈川県内広域水道企業団に関すること。
- (5) 水道事業の広域的施設整備に関すること。
- (6) 基幹施設整備事業に係る財源の確保に関すること。
- (7) 職務発明に関すること。
- (8) 水道施設の災害対策に係る計画に関すること。
- (9) 部内の連絡調整に関すること。
- (10) 部内の他の課の主管に属しないこと。

### 技術監理課

- (1) 工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 土木工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 設計積算システムに関すること。
- (4) 工事の安全監理に関すること。
- (5) 工事の検査に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 設計、測量及び地質調査の委託に係る検査評定基準及び設計積算基準に関すること。
- (7) 監査（事務を除く。）及び会計実地検査の連絡調整に関すること。
- (8) 局職員等に対する水道技術に係る指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

- (9) 工事に起因する家屋等の損害補償に係る事務の指導及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

## 施設整備課

- (1) 基幹施設整備事業（配水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）その他これに準ずる建設改良事業（以下「基幹施設整備事業等」という。）の工事の設計及び施行に関すること。
- (2) 基幹施設整備事業等の執行管理及び精算事務に関すること。
- (3) 庁舎等の施設に係る修繕工事の執行管理及び精算事務に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 庁舎等の施設に係る建設改良事業の工事の計画、設計及び施行に関すること。
- (5) 庁舎等の施設に係る修繕工事の施行に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 庁舎等の電機計装設備工事に関すること。

## 工業用水課

- (1) 工業用水道による給水の申込みその他諸届の受付及び処理に関すること。
- (2) 横浜市工業用水道条例（昭和35年10月横浜市条例第21号。以下「工業用水道条例」という。）に基づく給水施設工事の設計及び施行に関すること。
- (3) 工業用水道に係る水量メーターの管理に関すること。
- (4) 工業用水道料金その他工業用水道条例に基づく諸収入に関すること。
- (5) 工業用水道の使用水量の計量及び認定に関すること。
- (6) 工業用水道条例違反の取締り及び滞納処分に関すること。
- (7) 工業用水道の断水及び給水制限に関すること。
- (8) 工業用水道料金の減免に関すること。
- (9) 工業用水道の建設改良事業等の計画及び調査に関すること。
- (10) 工業用水道工事負担金の収入に関すること。

- (11) 工業用水道の建設改良並びに維持工事の設計及び施行に関すること。
- (12) 工業用水道の企画及び調査に関すること。
- (13) その他工業用水道に係る浄水、送水、配水及び給水並びに工業用水道施設の維持管理に関すること。

## 契約部

### 契約第一課

- (1) 工事、製造等請負契約に関する事。
- (2) 工事、製造等請負契約に係る入札参加資格の設定等に関する事。
- (3) 工事、製造等請負業者の業態調査等に関する事。
- (4) 工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会に関する事。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関する事。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関する事。
- (7) 工事、製造等請負に係る低入札価格調査委員会に関する事。
- (8) 調達契約に係る公告等に関する事。
- (9) 部内他の課の主管に属しない事。

### 契約第二課

- (1) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る契約に関する事。
- (2) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る入札参加資格の設定等に関する事。
- (3) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る業者の業態調査等に関する事。
- (4) 物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に関する事。
- (5) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の契約に係る検査に関する事。
- (6) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関する事。
- (7) 委託契約に係る低入札価格調査委員会に関する事。



令和 8 年度

# 事業概要

横浜市水道局

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA



# 目次

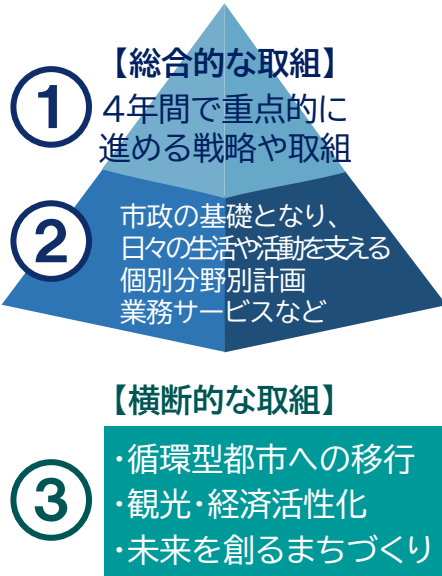
- 水道局運営方針 ----- 1
- I 令和7年度予算の基本的な考え方 ----- 4
- II 水道事業会計 ----- 5
- III 工業用水道事業会計 ----- 33

# 令和8年度 水道局運営方針

## I 基本目標

令和8年度は、現在策定を進めている、「市民の実感」を最上位目標とした「横浜市中期計画2026-2029」※1の初年度です。市民の皆様の暮らしの意識や状態を定期的に把握、検証しながら取組を推進し、「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」、そして、「明日をひらく都市」の実現につなげます。

水道局では、横浜市中期計画※1を着実に推進するため、横浜水道中期経営計画の施策目標に掲げた取組を進めます。



水道局が目指す将来像  
「暮らしとまちの未来を支える横浜の水」

横浜市中期計画(左図)と横浜水道中期経営計画の【施策目標】(右図)の対応関係

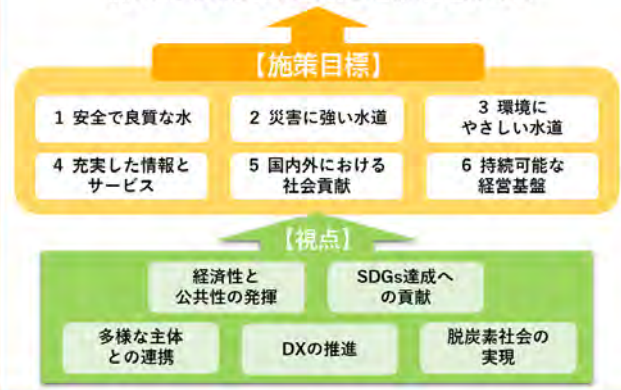
	①	②	③
1 安全で良質な水		●	●
2 災害に強い水道	●※2	●	●
3 環境にやさしい水道		●	
4 充実した情報とサービス		●	
5 国内外における社会貢献		●	
6 持続可能な経営基盤		●	●

※2 横浜市中期計画で重点的に進める取組(①)  
・送配水管の更新・耐震化  
・耐震給水栓の整備

### 横浜水道中期経営計画 (令和6年度～9年度)

経済省が各公営企業に対し策定を求めている、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画

#### 将来を見据えた水道事業の最適化



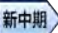
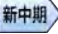
# 令和8年度 水道局運営方針

## II 目標達成に向けた施策

### 1 安全で良質な水

- 道志水源林の保全
- 水源水質の変化への対応
- 水質管理体制の維持・強化
- 道志水源林ボランティアによる民有林整備の支援

### 2 災害に強い水道

- 基幹施設の更新・耐震化
- 西谷浄水場の再整備
- 送配水管の更新・耐震化
-  政策群1 毎日の安心・安全  
施策群2 インフラ施設の安全確保
- 給水管の更新・耐震化
- 耐震給水栓の整備
-  政策群2 防災・減災  
施策群3 地震防災対策
- 他都市・民間と連携した災害への備え

### 3 環境にやさしい水道

- 自然流下系施設の整備
- エネルギーの効率化を目指した施設整備
- 高効率モータ使用機器への更新
- LED等高効率照明の導入
- 太陽光発電設備等の導入促進

### 4 充実した情報とサービス

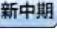
- 給水スポット設置による水道水のPR
- 横浜グリーンエキスポに向けた取組
- 市民ニーズ等を踏まえた情報発信
- スマートメーターの導入に向けた取組

### 5 国内外における社会貢献

- 国内外水道事業への貢献と市内企業の海外水ビジネス展開支援
- 横浜ウォーター(株)との連携
- 市内中小企業者の受注機会確保
- 事業者の働き方改革と技術力向上の支援
- 障害者就労施設等からの優先調達

### 6 持続可能な経営基盤

- 施設の維持管理の強化とアセットマネジメントの推進
- 水道事業におけるICT活用・DX推進
- 効率的な執行体制の構築(BPR等)
- 将来の横浜の水道システム構築に向けた取組
- 確実な水道料金収入の確保
- 保有資産の有効活用や国費等による財源確保

I 基本目標で示した、「①4年間で重点的に進める戦略や取組」に関連する主な施策は  マークを付けています  
また、「1 安全で良質な水」「2 災害に強い水道」「6 持続可能な経営基盤」は、「③未来を創るまちづくり」に位置付けられています

# 令和8年度 水道局運営方針

## Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

基本目標の達成に向けて、各部署や関係局間の連携を深め、事業運営に取り組みます。

また、限られた経営資源の中で、水道事業を持続可能なものとしていくために、DXやBPRをより一層推進し、組織全体で抜本的な改革を進めます。

将来にわたり、安全で良質な水を安定してお届けするという水道局の最大の責務を、職員一人ひとりが改めて認識し、持続可能な水道事業の実現に向け、変革や挑戦の意識を持ち局一丸となって取り組みます。

### データ経営の徹底と「創造・転換」

- ・データに基づいた事業推進を徹底し、市民目線の経営サイクル(PDCA)の実践により、「市民の実感」につなげます。
- ・「市民目線」「スピード感」「全体最適」の視点で、「創造・転換」にチャレンジします。

### 事業運営の効率化と生産性の向上

- ・BPRやDX推進とともに組織の見直しを進め、効率的な執行体制を構築します。
- ・徹底した経費削減、ファシリティマネジメントの推進や国費による財源確保など、一層の経営努力に取り組みます。

### 技術継承に向けた人材確保と育成

- ・これまで築き上げてきた技術・技能・ノウハウを次世代に継承していくため、着実な人材確保と人材育成に取り組みます。

### 危機管理・リスクマネジメント

- ・全ての職員が、ライフラインの担い手としての自らの責務を認識し、緊急事態への対処を平常時から常に意識した危機管理対策に取り組みます。
- ・リスクコミュニケーションによるリスク軽減や情報セキュリティ対策など、リスクマネジメントに取り組み、信頼ある業務執行に努めます。

### 働きやすく風通しの良い職場づくり

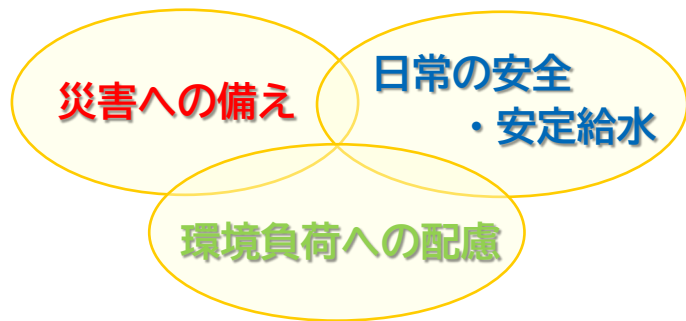
- ・職員一人ひとりが能力を最大限に発揮し、自らの役割にやりがいを持って、常にチャレンジしていく職場づくりを進めます。
- ・全ての職員が心身ともに健康でいきいきと働き続けられる、風通しの良い職場づくりに取り組みます。

# I 令和8年度予算の基本的考え方

能登半島地震等の災害時の断水や、埼玉県八潮市での道路陥没事故など上下水道施設の老朽化を原因とする事故が発生していることから、これまで以上に水道インフラ老朽化への関心が高まっています。

こうした状況を受けて、老朽化した水道施設の更新・耐震化を重点的に進めることで**事故や災害に備える**とともに、**日常の安定給水を確保**するため、水道施設の維持・管理や水質管理に取り組みます。

さらに、「**環境にやさしい水道**」づくりを進め、横浜グリーンエクスポの会場内に設置する給水スポットを通じて、横浜の水道水をPRします。

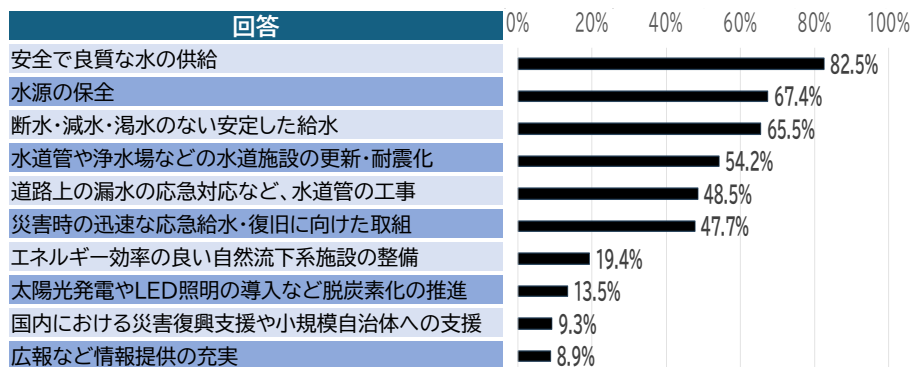


## 水道事業に対する満足度【市民】

(「満足」・「どちらかと言えば満足」の合計)

93.4%

### Q.今後、特に力を入れるべきと思う事項【市民】(複数回答可)



※令和7年度「横浜の水道に関する意識調査」より

今後もお客さまニーズや社会的課題に適切に対応しながら、安全で良質な水の安定給水を続け、お客さま満足度の向上に努めてまいります。

## II 水道事業会計

### 令和8年度予算のポイント

#### ①災害への備え

災害時に重要な役割を担う**重要施設**（地域防災拠点や病院など）につながる管路や、被災した場合に大きな影響を及ぼす可能性のある**送配水本管**（主に口径400mm以上）の**更新・耐震化**に重点的に取り組みます。

浄水場や配水池などの**基幹施設**は、機能が失われた場合の影響が大きいため、**アセットマネジメント**の考えに基づき**更新・耐震化**を進めます。

災害用地下給水タンク等の施設が設置されていない地域防災拠点などを対象に、開設作業が不要な「**耐震給水栓**」の**整備**を進めます。



民間事業者との合同防災訓練の様子



水道管更新工事(シールド工事)



西谷浄水場再整備(1号配水池)



耐震給水栓

# 令和8年度予算のポイント

## ②日常の安全・安定給水

安全で良質な水を供給するため、かび臭対応、PFAS対応など引き続き水質管理に尽力します。

また、水道施設や設備の老朽化が進む中でも、日々の安定給水を確保するため、**予防保全の考え方に基づき、メンテナンスを実施するとともに、漏水リスクの高い铸铁管（CIP）の更新を進めます。**

さらに、クラウド型IoTを活用し、漏水の早期発見や調査の効率化に取り組みます。



漏水調査の様子



PFAS測定の様子

## ③環境負荷への配慮(脱炭素の取組)

環境にやさしい水道システムを構築するため、LED化等の省エネルギーへの切り替えや太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を進めます。

また、環境保全に多面的な効果を持つ**水源林の保全**に引き続き取り組むとともに、**自然流下系浄水場の給水エリアを拡大**するため、西谷浄水場再整備を着実に進めます。

さらに、横浜グリーンエキスポの会場内に**給水スポット**を設置し、良質な水をPRすることで、環境行動への変容を喚起します。



太陽光発電(川井浄水場)



大阪万博での給水スポット

# 令和8年度予算の概況

## 水道料金収入

水道料金収入は、使用水量全体が減少傾向にあるものの、主に事業用で使われる口径40mm以上の使用水量の増加等を見込み、前年度並みの767億円を計上しています。

## 当年度純利益

当年度純利益は、給与改定に伴う人件費の増加や物価高騰などによる物件費等の増加により、前年度と比べて17億円減の17億円を計上しています。

## 累積資金残額

累積資金残額は、純利益が減少したことなどにより、前年度と比べ60億円減少し、128億円となる見込みです。

## 企業債残高

企業債残高は、前年度より発行する企業債が減少しているものの、それ以上に償還額が減少したため、前年度と比べ150億円増の2,089億円となる見込みです。

## 【業務の予定量】

区分	令和8年度	令和7年度	増▲減	増減率(%)
給水戸数	2,001,000 戸	1,985,000 戸	16,000 戸	0.8%
給水量/年	401,620,000 m <sup>3</sup>	403,835,000 m <sup>3</sup>	▲ 2,215,000 m <sup>3</sup>	▲ 0.5%
平均給水量/日	1,100,000 m <sup>3</sup>	1,106,000 m <sup>3</sup>	▲ 6,000 m <sup>3</sup>	▲ 0.5%
職員数	1,559(121) 人	1,570(124) 人	▲ 11(▲3) 人	▲ 0.7%

※「職員数」は再任用職員等を含む見込み人数。( )内は、会計年度任用職員及び特別職非常勤職員で内数

# 令和8年度予算の概況

## 【財政収支】

### 収益的収支内訳

(単位:千円)

区分	令和8年度 予算	令和7年度 予算	増▲減
収益的收入	94,383,965	93,223,018	1,160,947
うち水道料金収入	76,659,681	76,250,279	409,402
収益的支出	88,315,993	85,862,820	2,453,173
うち人件費	12,318,056	12,074,954	243,102
うち物件費等	31,009,538	29,875,264	1,134,274
うち減価償却費等	24,663,330	24,183,564	479,766
当年度純利益	1,650,735	3,361,998	▲1,711,263

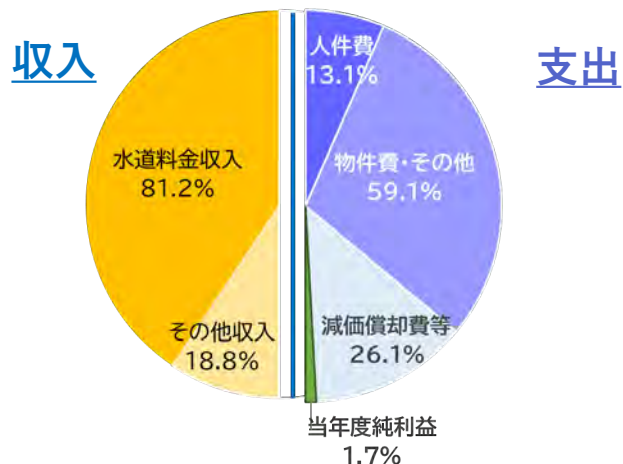
### 資本的収支内訳

(単位:千円)

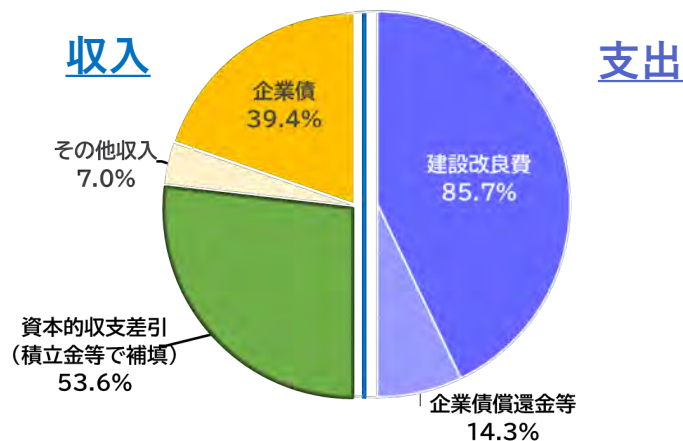
区分	令和8年度 予算	令和7年度 予算	増▲減
資本的收入	27,613,655	36,728,117	▲9,114,462
うち企業債	23,444,000	29,092,000	▲5,648,000
資本的支出	59,533,762	70,531,407	▲10,997,645
うち建設改良費	51,048,885	55,177,302	▲4,128,417
うち企業債償還金	8,409,186	15,313,025	▲6,903,839
累積資金残額	12,761,213	18,756,586	▲5,995,373
企業債残高	208,875,538	193,840,724	15,034,814

# 令和8年度予算の概況

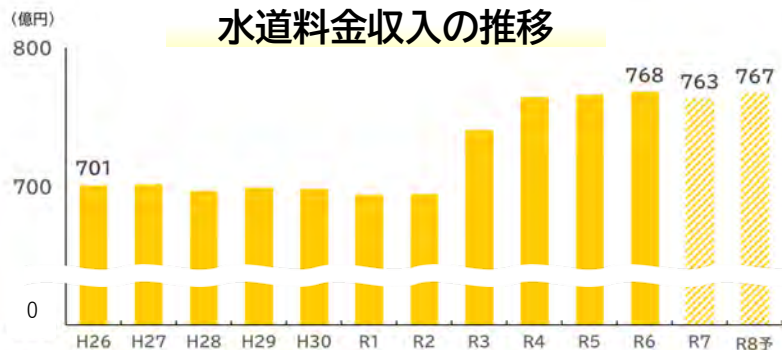
## 収益的収支



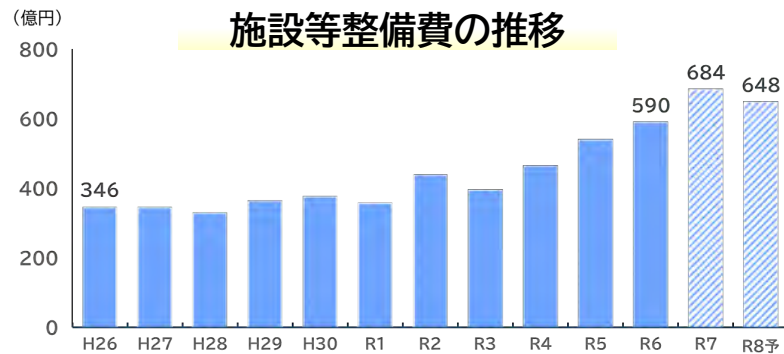
## 資本的収支



## 水道料金収入の推移



## 施設等整備費の推移



# 1 安全で良質な水



水源地の保全と徹底した水質管理を実施し、安心して利用できる水道水を供給します。

※「横浜水道中期経営計画(R6～R9年度)」の目標を記載し、**新中期** マークのある事業については併せて「横浜市中期計画2026-2029」の目標も記載しています。

# 1 安全で良質な水

## 施策1 水源保全

( ) 内は7年度予算額

### 道志水源林の保全 **拡**

5,905万円 (6,300万円)



ドローンによるナラ枯れ被害調査

道志水源林の水源かん養機能向上を目指し、人工林の針葉樹を間伐し、広葉樹を増やす管理を行っています。

また、ナラ枯れの被害拡大防止のため、ドローンによる被害調査を行い、被害木の処理を進めます。

そのほか、8年度から倒木などの危険がある枯損木の処理を行います。

### コラム

#### ◆道志水源林ボランティア

高齢化や人手不足で手入れが行き届かなくなった道志村の民有林を市民ボランティア団体と協力して整備しています。

#### ◆横浜市水のふるさと道志の森基金

民有林整備活動に参加できない方にも水源林保全にご協力いただけるよう、市民・企業のみなさまからのご寄附を積み立て、活動資金としています。

#### ◆水源エコプロジェクト W-eco・p

道志村の水源林（公有林）を、企業・団体からのご寄附により整備するとともに、水源の大切さをPRしています。



ボランティアによる民有林整備

# 1 安全で良質な水

## 施策2 水安全計画に基づく水質管理

### 水源水質の変化への対応

6,585万円（6,108万円）



青山沈でん池 活性炭注入設備

青山沈でん池等に設置した活性炭注入設備で、夏季に増える道志川のかび臭物質（2-MIB）に対応します。

また、道志川への建設発生土流入など不測の事態に備え、水質監視装置で原水を常時監視し、現場パトロールも実施します。

### 水質管理体制の維持・強化

7億9,256万円（7億7,409万円）



PFAS測定の様子

令和8年4月から有機フッ素化合物（PFAS）の一部が国が定める水質基準項目に追加されました。本市ではPFASの測定と水源調査を継続し、安全な水の供給を確保します。

また、水源水質に応じた適正な薬品注入により、安全な水の供給と費用の縮減の両立を図ります。

## 2 災害に強い水道



施設の更新・耐震化の推進、給水拠点の整備、他都市・民間事業者との連携などに取り組み、災害時であっても安全な水の安定供給を維持し、地域の暮らし・安心を支えます。

## 2 災害に強い水道

### 施策1 水道施設の更新・耐震化

#### 基幹施設の更新・耐震化

46億8,319万円 (41億6,210万円)

災害時に機能が失われると広範囲に影響を及ぼす浄水場や配水池などの基幹施設を更新・耐震化することで、平常時の安定給水を確保するとともに、災害時の被害を最小限に抑えます。

8年度は、西谷浄水場の再整備や導水路の改良、電気・計装設備等の更新を進め、災害に強い水道インフラを構築します。

#### 〈主な工事等〉

- 礫子配水池計装設備等更新工事
- 相模湖系統導水路改良事業に伴う設計業務委託

#### 施設の耐震化スケジュール

項目	現状 (R7見込)	~R12	~R22
導水施設の耐震化率	69%	72%	100%
浄水施設の耐震化率	51%	78%	100%
配水池等の耐震化率	96%	98%	100%

※耐震性が不足している馬入川系統の小雀浄水場をR22年度に廃止することで導水施設・浄水施設・配水池の耐震化率が100%になる見込みです。

<>:R8予算額にR7補正額を加えた額

#### 西谷浄水場の再整備

61億5,925万円 (106億9,429万円)  
<94億8,963万円>

施設の耐震化に加え、水源の水質状況や水利権水量の全量処理に対応するため、西谷浄水場の再整備に取り組んでいます。

8年度は、浄水処理施設において、沈でん池の改良やろ過池の築造を進めます。排水処理施設では、既設排水池の耐震補強や電気設備の新旧切り替えを行います。



西谷浄水場(完成予想図)

また、相模湖系統の導水管については、立坑の築造やシールドマシンによる掘削を進めます。



事業スケジュール等(予定)

## 2 災害に強い水道

### 施策1 水道施設の更新・耐震化

<>:R8予算額にR7補正額を加えた額

#### 送・配水管の更新・耐震化

拡

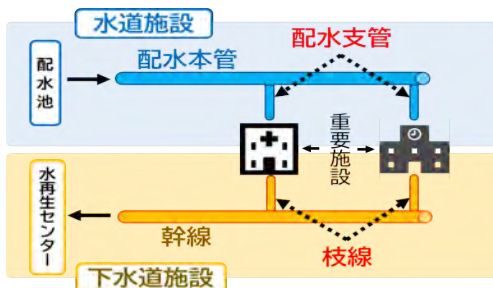
新中期

402億6,841万円 (380億3,222万円)  
<413億6,714万円>

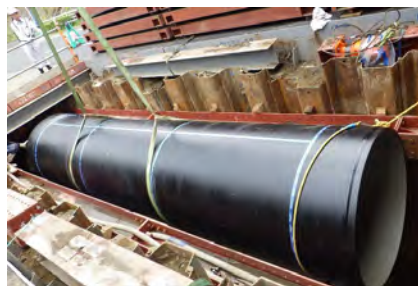
災害時でも安定して水を供給できるよう約9,300kmに及ぶ送配水管の更新・耐震化を進めます。

特に、地域防災拠点や病院など、市民の命を守る重要施設につながる管路や、送配水本管（主に口径400mm以上）の耐震化を進めるとともに、漏水リスクの高い铸铁管（C I P）の更新に取り組みます。

また、水の使用量に合わせて管の口径をダウンサイジングすることや複数の管をまとめることで、工事費を抑えながら効率的に整備を進めます。



上下水道一体での重要拠点施設における機能確保の考え方



送配水本管(口径400mm以上)の更新工事

#### 送配水管の耐震化率(全口径)

現状(R7見込)	R8	目標値(R9)	市中中期計画目標値(R11)
35%	36%	37%	39%

#### 重要拠点施設へつながる管路の耐震化実施数

現状(R6~R7見込)	R8	目標値(R6~R9)
24施設	39施設 (R8実施 15施設)	40施設

#### 送配水本管(主に口径400mm以上)の更新・耐震化の延長

現状(R6~R7見込)	R8	目標値(R6~R9)
8km	13km (R8実施 5km)	20km程度

#### 铸铁管(CIP)の更新・耐震化の延長

現状(R6~R7見込)	R8	目標値(R6~R9)
19km	31km (R8実施 12km)	40km程度

## 2 災害に強い水道

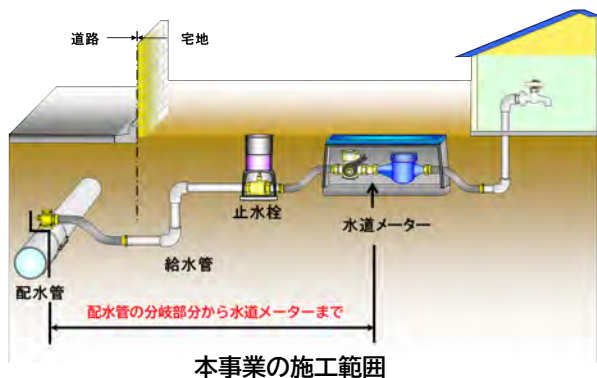
### 施策1 水道施設の更新・耐震化

#### 給水管の更新・耐震化

2億2,500万円（2億2,500万円）

老朽化した給水管は漏水事故の主な原因になっているほか、震災発生時には、多くの被害が想定されます。

このため、老朽給水管について、所有者からの申請に基づき、水道局の費用で耐震性に優れた給水管に改良します。



### 施策2 災害対応力の強化

#### 耐震給水栓の整備

拡

新中期

2,517万円（922万円）

耐震給水栓を整備することで、特別な操作を行わずに発災初期から地域の共助による応急給水が可能となります。

そのため、災害用地下給水タンクや学校受水槽などの施設が未設置の地域防災拠点に対して、整備を進めています。

また、地域防災拠点以外の避難所利用が想定される市民利用施設等にも耐震給水栓を設置し、災害時の飲料水供給体制をさらに強化します。

#### 〈整備数〉

●地域防災拠点 7 か所、地域防災拠点以外 3 か所 計 10 か所

整備先	現状 (R7見込)	R8	目標値 (R9)	市中中期計画 目標値(R11)
地域防災 拠点	98% (累計63か所)	99% (7か所)	100% (累計77か所)	100%

## 2 災害に強い水道

### 施策2 災害対応力の強化

#### コラム

#### 他都市・民間と連携した災害への備え

災害が起きても迅速に対応できるよう、他都市・民間事業者と協定等を締結するとともに、日ごろから訓練を通じて連携体制を確保しています。

##### ◆他都市水道事業者と相互応援の協定を締結

大規模災害に備え、他都市水道事業者と、災害時の相互応援などに関する協定を締結しています。

- ・19大都市水道局災害相互応援に関する覚書
- ・地震等緊急時における相互応援に関する協定（名古屋市）など

##### ◆民間事業者との応援協定の締結

災害時の迅速な応急給水・応急復旧や、燃料や復旧資機材等の確保のため、民間事業者と災害時の応援活動に関する協定等を締結しています。

##### ◆日本水道協会における支援体制と横浜市水道局の役割

発災時には日本水道協会の相互応援の枠組みを活用して、水道事業者間による応援活動を行います。その中で、横浜市は関東地方支部の支部長都市として地域内8都県の水道事業者のとりまとめを行います。

##### <能登半島地震における主な活動内容>

輪島市及び志賀町において「幹事応援水道事業者」として、各事業者から派遣された応急給水・復旧隊の統括指揮を担いました。

さらに、横浜建設業協会及び横浜市管工事協同組合の事業者と連携し、応急給水活動や応急復旧の支援を実施しました。



名古屋市との合同防災訓練



民間事業者との合同防災訓練



被災地での応急給水



被災地での応急復旧

### 3 環境にやさしい水道



導水・浄水・送水の各工程での省エネ化、再生可能エネルギーの活用を進め、CO<sub>2</sub>排出削減と持続可能な水供給を実現します。

### 3 環境にやさしい水道

#### 施策1 自然流下系施設の整備

<>:R8予算額にR7補正額を加えた額

#### 西谷浄水場の再整備

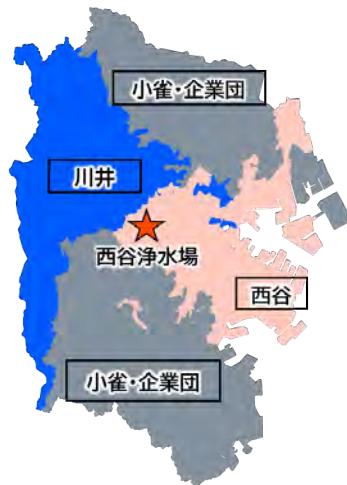
(再掲) 61億5,925万円 (106億9,429万円)  
< 94億8,963万円 >



自然流下系浄水場の増強のイメージ

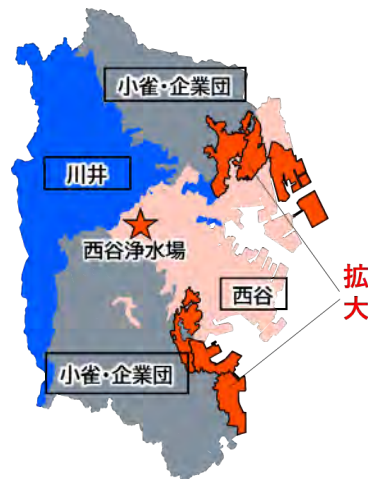
自然流下系である西谷浄水場の給水エリアを拡大するため、相模湖系統の水利権水量の全量を処理できるよう、西谷浄水場の浄水・排水処理施設や導水管の整備に取り組んでいます。

これにより、ポンプの電力消費量を抑制し、温室効果ガス排出量の削減を目指します。



再整備着手前  
39%

自然流下系 (西谷・川井) 給水エリア拡大のイメージ



相模湖系統の全量処理開始後  
約50%

### 3 環境にやさしい水道

## 施策2 省エネルギー化に向けた取組・再生可能エネルギーの活用

### エネルギーの効率化を目指した施設整備

3億2,390万円（10億2,982万円）

多くの電力を消費するポンプ設備の更新時に、エネルギー効率の良いVVVF※制御方式に切り替えることで、使用電力量を削減します。 ※給水量に合わせてポンプの回転数を調整する方式

#### VVVF制御方式の設置か所数

現状(R7見込)	R8	目標値(R9)
18か所	19か所 (R8実施 1か所)	19か所

### LED等高効率照明の導入

拡

1,800万円（5,281万円）

水道局施設においてLED等高効率照明を9年度までに100%導入すること※を目指しています。8年度は、直営工事1施設と合わせ、ESCO事業により53施設にLED等高効率照明を導入します。

※建替え・廃止の計画がある施設を除く

#### LED等高効率照明の導入割合

現状(R7見込)	R8	目標値(R9)
52%	89%	100%

### 高効率モータ使用機器への更新

2,310万円（1,360万円）

換気を目的に浄水場などに設置している送排風機の更新に合わせて、高効率モータ※を使用した機器に切替えることで、使用電力量を削減します。

※従来の製品に比べて消費電力が少ないモータ

#### 高効率モータへの更新台数

現状(R7見込)	R8	目標値(R9)
17台	25台 (R8実施 8台)	38台

### 太陽光発電設備等の導入促進

拡

—（—円）

太陽光発電設備が設置可能な場所に17年度までに100%導入することを目指しています。8年度は2施設でPPA事業による太陽光発電設備の導入工事を始めます。

#### 太陽光発電設備の設置か所数

現状(R7見込)	R8	目標値(R9)
累計 4か所	累計 5か所 (新設 1か所) (増設 1か所)	累計 6か所 (新設 2か所) (増設 2か所)

## 4 充実した情報と サービス



お客様のニーズや関心を踏まえつつ、効果的な手法を検討しながら広報を行います。また、新たな技術を活用したサービスの検証にも取り組み、お客様の利便性・満足度向上を目指します。

## 4 充実した情報とサービス

### 施策1 「伝わる」広報の展開

#### 給水スポット設置による水道水のPR **拡**

3,772万円 (999万円)



給水スポット(市庁舎1F)

給水スポットの設置により、マイボトルを利用して水道水を飲んでいただける環境をつくり、横浜の水道水が良質であることを多くの方に実感していただきます。

8年度は横浜グリーンエキスポの会場に8か所設置し、環境にやさしい水道をPRすることにより、水道事業への理解と持続可能な社会への意識の向上につなげます。

#### 横浜グリーンエキスポに向けた取組 **拡**

1,234万円 (50万円)



横断幕(三ツ境水道事務所)

横浜グリーンエキスポの開催に向け、脱炭素社会の実現に向けた広報活動を強化します。

水道週間でのPRや広報印刷物等へのロゴ掲載、水道施設での横断幕掲出など、さまざまな広報活動で機運を高めます。

さらに、水源林保全の大切さや、会場内の水道水が水源からの高低差を利用した電力消費の少ない「環境にやさしい水道システム」で届けられていることについて、会場での展示等により発信します。

## 4 充実した情報とサービス

### 施策1 「伝わる」広報の展開

#### 市民ニーズ等を踏まえた情報発信

1,367万円 (1,812万円)

水道事業への理解を深めていただくため、様々な媒体を活用した広報活動に取り組んでいます。

##### ◆分かりやすい情報発信

広報紙・ウェブサイト・SNSを活用し、災害対策や老朽管対策など市民の関心が高い取組を写真や動画で分かりやすく紹介します。

##### ◆水質の安全性に関する情報充実

社会的に関心の高い項目を含む検査結果をわかりやすく公表することで、水道水への信頼を高めます。

##### ◆体験できる機会の提供

イベントや工事現場・浄水場の見学を通じて、水道の仕組みや安全性を直接体験し、安心感を高めます。

##### ◆未来の世代への教育

子ども向けの出前水道教室や体験型プログラムで、水道の大切さを楽しく学べる機会を提供します。



はまっ子水道まつり



水道局公式X(災害時の備蓄啓発)



水道局発行印刷物



小学生向け工事見学会

## 4 充実した情報とサービス

### 施策2 時代のニーズを捉えたサービスの推進

#### スマートメーター導入に向けた取組

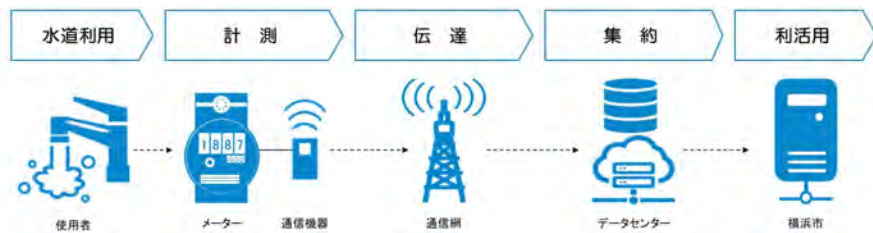
1,098万円 (4,700万円)

市民サービス向上や検針業務の効率化、検針員の担い手不足への対応等のためスマートメーターの導入に向けて取り組んでいます。

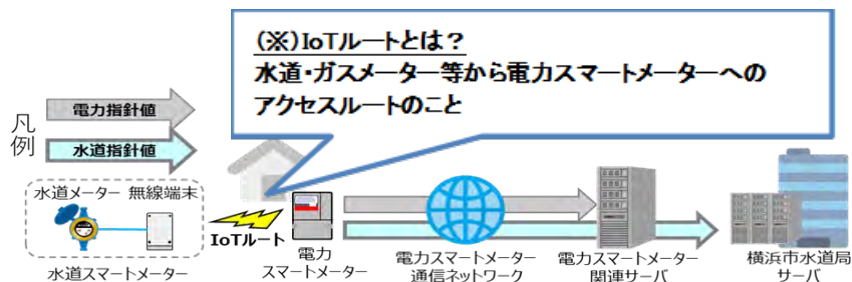
これまで第1次モデル事業として、携帯キャリア通信による自動検針の技術的な検証を進めるとともに、第2次モデル事業として、電力ネットワークを活用した共同検針による通信費の低減化等の検証を進めてきました。

8年度は、引き続き電力との共同検針の検証を進めるとともに、一部のスマートメーターの満期据替を行い、将来的な全戸導入に向けて、技術の検証や運用に関する知見の蓄積に取り組みます。

モデル事業	通信方式	目的	期間	場所	個数
第1次	携帯キャリア通信	• 自動検針の安定性の検証	R2.10~	緑区	461個
第2次	電力通信ネットワーク	• 通信費の低減の検証 • 様々な環境下における通信の安定性の検証	R7.10~	保土ヶ谷区 西区	792個
			R9.4~	中区	約200個



携帯キャリア通信を活用した自動検針のイメージ図



電力の通信ネットワークを活用した自動検針のイメージ図

## 5 国内外における 社会貢献



国内外の水道の課題解決に取り組むとともに、市内企業等のビジネスチャンスの創出にも積極的に取り組みます。

## 5 国内外における社会貢献

### 施策1 国内外水道事業への支援

#### 国内外水道事業への貢献と市内企業の海外水ビジネス展開支援

2,699万円 (5,286万円)

##### ◆国内外の水道事業体への支援

国内外水道事業体の課題解決や経営基盤強化に向け、横浜ウォーター株式会社やJICAと連携し、職員派遣や研修員の受入れなどを通じて、経営計画等の策定や無収水対策などに必要な技術・ノウハウを提供します。

##### ◆海外水ビジネス展開支援

横浜水ビジネス協議会の会員企業に対し、海外水道事業体向けの研修等を活用したPR機会の提供や海外展示会への合同出展、国際貢献事業を通じて把握した課題・ニーズの情報提供により、海外水ビジネス展開を支援し、市内経済の活性化にも寄与します。

##### 〈主な取組〉

- JICA事業を通じたアジア・アフリカ地域への国際貢献
- 海外で開催される展示会へのブース出展（東南アジア）



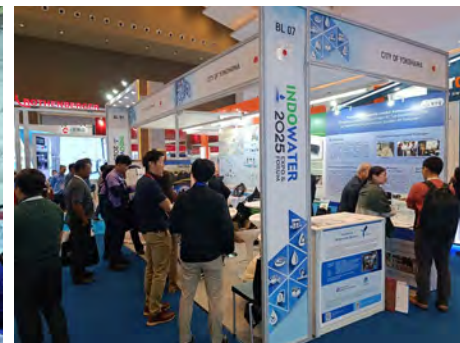
JICA草の根技術協力事業(インドネシア)



JICAアフリカ研修(小雀浄水場)



JICA技術協プロジェクト専門家活動(ラオス)



展示会へのブース出展(インドネシア)

## 5 国内外における社会貢献

### 施策1 国内外水道事業への支援

#### コラム

##### 横浜ウォーター株式会社との連携

水道局の技術やノウハウ、横浜ウォーター株式会社の機動力やネットワークなど、それぞれの強みを発揮し、国内では中小規模水道事業者への経営支援や技術支援などに、国外ではアジア・アフリカ地域等での無収水対策や人材育成支援などに取り組んでいます。

また、下水道河川局と相互協力に関する基本協定を締結し、上下水道一体の事業を展開しています。

今後も、水道局の重要なパートナーである横浜ウォーター株式会社と連携し、国内外の水道事業の課題解決に貢献していきます。



施工管理支援(小規模簡易DB方式)



漏水修理の現場指導(フィリピン)

#### コラム

##### 市内経済の発展と地域課題の解決への貢献

###### ◆市内中小企業者の受注機会確保

市内中小企業者への優先発注を継続し、分離・分割発注で受注機会の確保に努めます。

###### ◆事業者の働き方改革と技術力向上の支援

働き方改革の推進のため、建設改良繰越や債務負担行為の柔軟な活用などにより、施工時期の平準化を進めます。

また、水道工事・施設見学会や、工事安全研修の実施、外部の講習会への講師派遣を通じて技術力向上を支援します。

###### ◆障害者就労施設等からの優先調達

障害者の就労支援や福祉の増進を図るため、障害者就労施設等へ様々な作業委託の積極的な発注に努めます。

- ・水道メーター分解作業、印刷物封入作業 等

## 6 持続可能な経営基盤



水道施設の維持管理を強化し、事故防止や施設の長寿命化を図ります。また、ICTの活用・DX推進に取り組むなど業務の効率化を図り、持続可能な事業経営を目指します。

## 6 持続可能な経営基盤

### 施策1 施設の維持管理の強化とアセットマネジメントの推進

#### 施設の維持管理の強化とアセットマネジメントの推進

8億7,980万円（9億9,233万円）

日々の安定給水を維持するため、老朽化が進む水道施設の維持・保全に取り組みます。

保全にあたっては、施設の種類に応じた維持管理を的確に行い、施設の長寿命化と事故・故障の防止を図ります。

また、マッピングシステム等のデータベースを活用することにより、最小限の費用で効率的な維持管理を行っていきます。



水管橋調査の様子



仕切弁調査の様子

#### 〈主な事業〉

##### ◆仕切弁調査改修事業

5年度の仕切弁離脱事故を受け、仕切弁の点検調査を行っています。8年度は昭和63年度以前設置の仕切弁を対象に調査・修繕を実施します。

##### ◆水管橋長寿命化促進事業

優先順位の高い水管橋から計画的に塗装や補修工事を実施します。計画的に補修を行うことで漏水事故の未然防止と水管橋の長寿命化を図ります。

## 6 持続可能な経営基盤

### 施策2 水道事業におけるICT活用・DX推進

#### 水道事業におけるICT活用・DX推進

拡

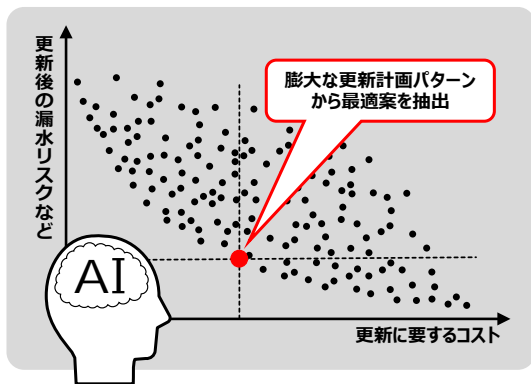
(一部再掲) 2億6,609万円 (1億8,027万円)

将来的な担い手不足が想定される中で、より効率的な水道施設の適切な維持管理を確実にを行うため、ICT活用・DX推進に取り組みます。

〈主な事業〉

#### ◆AIを活用した最適な更新計画の策定

AIを用いて、漏水リスクなどの多くの要素を考慮した膨大な計画パターンの中から最適な更新計画を選択します。8年度は、市内全域に業務範囲を拡大し、さらに精緻な更新計画策定に向けたシミュレーションを行います。



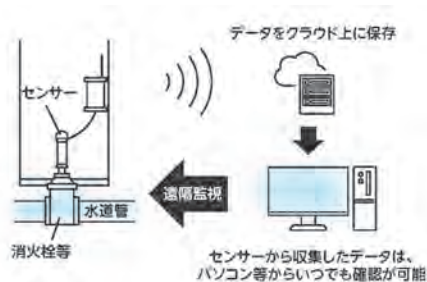
AIを活用した更新計画策定のイメージ

#### ◆漏水の早期発見・調査の効率化

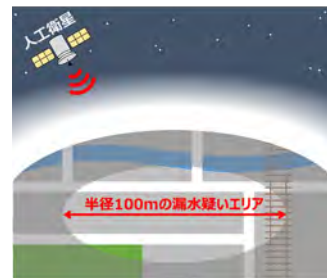
漏水時に甚大な被害を及ぼす可能性が高い管路（軌道下横断管路や国道横断管路など）に遠隔漏水監視システムを試行的に導入することで、漏水の早期発見と漏水調査の効率化について検証を行います。

8年度は漏水検知性能について、9年度の導入検討に向けた検証を行います。

さらに、水道管の漏水調査を効率的に行うために、人工衛星による観測データを活用した漏水探知技術について検証を行います。



クラウド型IOTを活用した遠隔漏水監視システムイメージ



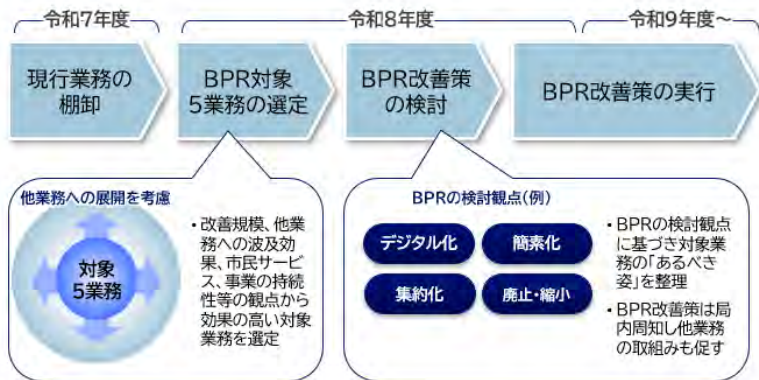
衛星画像を活用した漏水探知イメージ

## 6 持続可能な経営基盤

### 施策3 効率的な事業実施に向けた体制づくり

#### 業務改革(BPR)の取組

6,026万円 (1億2,956万円)



#### BPR事業のイメージ

水道事業の生産性向上を目的に、7年度から業務改革(BPR)に取り組んでいます。8年度は先行して取り組む業務を選定し、具体的改善策を検討して実行します。

その他の業務も含め継続してBPRに取り組み、将来的に業務量を削減することで、職員の確保が困難な状況においても水道事業運営が持続可能となるよう取り組みます。

#### コラム

#### 経営基盤の強化に向けた取組

##### ◆水道事務所等の執行体制見直し

大口径管路の更新・耐震化の計画的な推進、施設の保全・維持管理を強化する必要がある一方、担い手の確保が難しくなっていることから、令和9年4月に水道事務所等を統廃合し、職員の集約化・機能強化により現場対応力を向上させます。

##### ◆中長期的な経営のあり方の検討

水道料金収入の減少、老朽化施設の更新・耐震化需要の増大、担い手不足への対応など、水道事業を取り巻く環境が大きく変化する中、将来にわたり、持続可能な水道事業経営を実現していくため、外部有識者による常設の審議会を設置し、中長期的な経営の在り方を検討します。

##### ◆将来の横浜の水道システム構築に向けた取組

小雀浄水場は、多額の更新費用やエネルギー消費、水質事故リスクを踏まえ、令和22年度を目途に廃止します(配水池は継続使用)。水源等を共にする5事業者※で連携し、神奈川県内広域水道企業団の浄水場増強や送水管等の整備を行った上で、小雀浄水場の廃止を含む施設の再構築を図ります。

※(神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団)

## 事業見直しと財源確保の取組

### ■事業見直しの取組<経費節減額合計:10億1,041万円>

主な取組項目	効果見込額
水道管の更新時に適切な口径に縮径するなどのダウンサイジングによる工事費削減	9億円
料金管理で使用する端末の見直しによるサーバー・ネットワーク機器の経費削減	6,881万円
他の占有企業者と共同で路面復旧工事を実施することによる工事費削減	1,800万円
管路新設工事での施工方法や設備更新工事での仕様の見直しによる工事費削減	1,800万円
水管橋の塗装について重防食から標準的な塗装に変更することによる経費削減	500万円

### ■財源確保の取組<収入金額合計:37億6,049万円>

主な取組項目	効果見込額
基幹施設の更新・耐震化や西谷浄水場再整備事業に係る補助金等	※ 32億4,658万円
保有する土地等の貸付及び売却	2億9,012万円
満期取替に伴う廃棄水道メーターの売却 (72,000個)	1億3,741万円
大口定期預金など資金の運用による受取利息	4,300万円
個人・法人寄附、道志の森サポーター制度や、協定締結企業・団体等による寄附	1,850万円

※国の7年度補正予算による補助金の追加認証 (25億6,317万円) を含んだ収入額は58億975万円。

# III 工業用水道事業

## 令和8年度予算の概況

ユーザーの生産体制の見直しや、水の循環利用の進展などによって料金収入の大幅な増加が見込めない厳しい経営状況にあります。このような状況においても将来にわたってユーザーが生産活動を安定的に継続できるよう、産業・経済活動を支える社会インフラとして工業用水道事業の基盤強化を図ります。

### 工業用水道料金収入

契約水量の減量や使用水量の減少を見込み、前年度と比べて0.1億円減の27.7億円を計上しています。

### 当年度純利益

工業用水道料金収入が0.1億円減となりましたが、減価償却費の減などにより前年度と比べ0.5億円増の1.5億円を計上しています。

### 累積資金残額

建設改良費の増に伴い、前年度と比べて3.7億円減の26.7億円となる見込みです。

### 企業債残高

ここ数年の建設改良工事の増大に伴い、8年度に発行する企業債よりも償還額が少ないため、前年度と比べて7.7億円増加し、70.6億円となる見込みです。

### 【業務の予定量】

区分	令和8年度	令和7年度	増▲減	増減率(%)
供給事業所数	65か所	66か所	▲ 1か所	▲ 1.5%
1日当たり契約水量	251,200m <sup>3</sup>	252,900m <sup>3</sup>	▲ 1,700m <sup>3</sup>	▲ 0.7%
職員数	28(1)人	30(1)人	▲2(0)人	▲ 6.7%

※「職員数」は再任用職員等を含む見込み人数。( )内は、会計年度任用職員及び特別職非常勤職員で内数

## 令和8年度予算の概況

### 【財政収支】

#### 収益的収支内訳

(単位:千円)

区分	令和8年度 予算	令和7年度 予算	増▲減
収益的収入	3,028,096	2,995,345	32,751
うち工業用水道料金 収入	2,768,280	2,778,292	▲10,012
収益的支出	2,680,416	2,748,492	▲68,076
うち人件費	253,162	275,958	▲22,796
うち物件費等	1,360,674	1,408,045	▲47,371
うち減価償却費等	909,459	944,088	▲34,629
当年度純利益	152,103	96,594	55,509

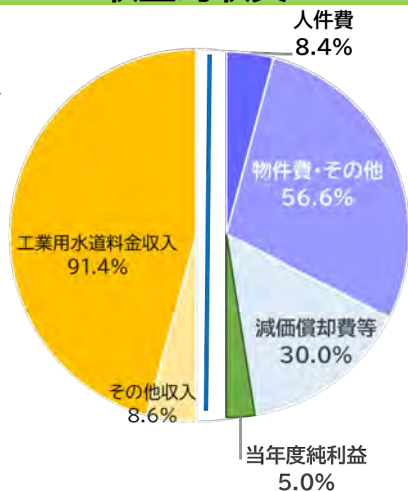
#### 資本的収支内訳

(単位:千円)

区分	令和8年度 予算	令和7年度 予算	増▲減
資本的収入	1,272,000	817,400	454,600
うち企業債	1,003,000	781,000	222,000
国庫補助金	269,000	36,400	232,600
資本的支出	2,725,848	1,928,110	797,738
うち建設改良費	2,485,309	1,693,731	791,578
うち企業債償還金	235,539	229,379	6,160
累積資金残額	2,674,897	3,049,679	▲374,782
企業債残高	7,056,065	6,288,604	767,461

### 収益的収支

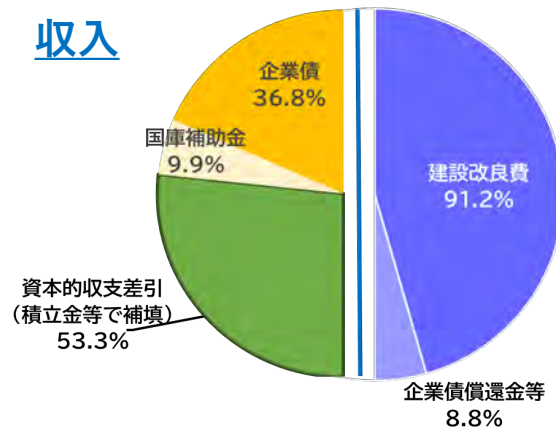
収入



支出

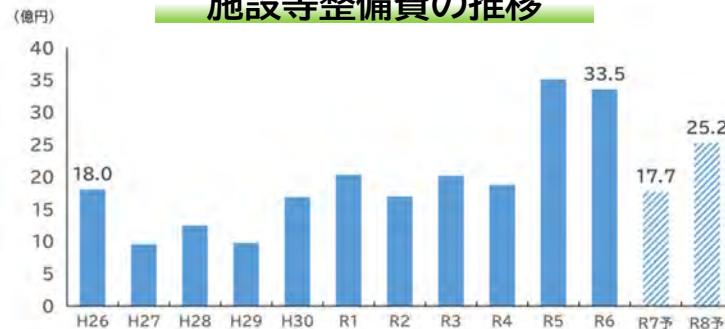
### 資本的収支

収入



支出

### 施設等整備費の推移



### 工業用水道料金収入の推移



# 工業用水道事業の主な施策

## 1 施設の更新・耐震化

### 東寺尾送水幹線の更新・耐震化

17億円 (3億円)



羽沢町立坑(深さ約48m)



1工区を掘進したシールドマシン(全長約10m)

3工区  
1.8km

2工区  
2.7km

1工区  
2.2km (R7完了)

東寺尾配水池

鶴ヶ峰沈でん池

白根立坑

羽沢町立坑

三枚町立坑

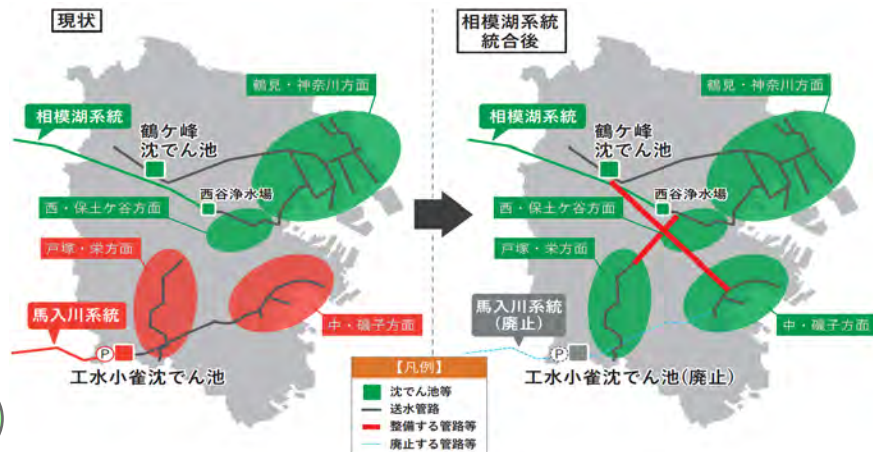
鶴ヶ峰沈でん池から京浜臨海部への送水を担う東寺尾送水幹線の更新工事では、1工区に続き、2工区もシールド工法によりトンネルを築造後、口径1100mmの水道管を布設します。

8年度は2工区のシールドマシンによる掘進を開始します。また、3工区の設計を進めます。

## 2 施設の再構築

### 相模湖系統への統合に向けた施設整備

8,000万円 (-円)



将来の水需要を踏まえ、給水の安定性や施設の更新費用削減、環境負荷低減の観点から、22年度を目途に馬入川系統施設を廃止します。自然流下方式で給水する相模湖系統への統合に向けて新たな施設整備に取り組みます。

8年度は、ユーザーのご意見を伺いながら、必要な整備規模等を決定するとともに、最適な管路布設ルート及び工法の検討を含めた施設整備基本計画を策定します。



令和7年8月19日 火曜日 天気 青れ

**題名** ずっと守ろう 安全な水

家族で宮ヶ瀬ダムを観光放流を見に行きました。川がきれい、放流は迫りがあり、あっと言いました。宮ヶ瀬ダムは神奈川県の水道水をきょうするダムです。

水道の水について調べてみると、なんと世界では、安全に管理された水をえらぶ人が約22億人!!子どもも教時間かけて水をくみに行なければいけないのに勉強もできない人もいます。いつも当たり前使っていた水がこんなにも大切な物だとおどろきました。

私たちが使っている安全な水道水は水源の森林、ダム、浄水場、下水処理施設を通じて、水のしくみをかんがえて、安全な水が守られています。

私は安全な水のために、水源の森林や川海など、ゴミ拾いや清掃の活動をしたいです。

学校 万騎が原小学校 4年 名前 小林 里菜子

※「環境絵日記」とは、絵と文章の組合せで、子どもたちが環境問題に対して考えていることを自由に表現する絵日記です。

※「環境絵日記」は、横浜市資源リサイクル事業協同組合の登録商標です。

